

補助金等評価シート

●基本情報

補助金名	予防接種助成費						所管課	健康推進課	
予算費目	款	衛生費		項	保健衛生費	目	予防費	事業	予防接種事業費
	節	負担金、補助及び交付金		細節	補助金	細々節	予防接種助成費		
総合計画	基本方針	2	誰もが生き生きと_生涯元気で暮らせるまちづくり				政策分野	3	健康
	施策	1	保健・医療				主な取組	III	感染症対策の推進
交付開始年度	平成26年度			継続年数		11年		終了・見直し（予定）年度	令和8年度
法令・例規等	根拠法令		予防接種法				予防接種法施行令		
	要綱名		木津川市予防接種実施要綱				木津川市骨髓移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱		
分 類	個人補助				市が独自の政策判断により、利用者等の負担軽減や個人に対する扶助的要素を含んだ支援を目的とするもの				
目 的	接種を希望する方の経済的な負担を軽減し、接種しやすい環境づくりに努めることで、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資すること。								
内 容	高齢者のインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、成人用肺炎球菌感染症、带状疱疹等予防接種法B類疾病に対する定期予防接種について、自己負担を超えた金額を助成する。带状疱疹任意予防接種に対する接種費用の一部を助成する。骨髓移植等による免疫の低下等に伴う定期予防接種の再接種費用の全部又は一部を助成する。								
補助率の設定	定額補助		補助率				上限額		

ガイドライン対象	対象	対象外の理由	
----------	----	--------	--

●補助金等の状況

予算（要求）額		令和6年度		令和7年度		令和8年度（予定）	
		2, 818, 000円	前年度比	10, 518, 000円	前年度比	12, 628, 000円	前年度比
財源	特定財源	56, 000円		57, 000円	102%	40, 000円	70%
	一般財源	2, 118, 000円		1, 518, 000円	72%	12, 588, 000円	829%
	特定財源率（％）	2%		1%	27%	0. 3%	58%
補助対象事業費（見込）		3, 291, 768円		14, 139, 231円	430%		
補助金額（見込）		2, 587, 418円		8, 165, 591円	316%		
補助率（％）		79%		58%	73%		
補助の実績（予定）		骨髄移植後予防接種再接種費用：0件 インフルエンザ予防接種助成費用：261件 新型コロナウイルス感染症予防接種助成費用：123件 高齢者肺炎球菌予防接種助成費用：11件 HPV定期予防接種助成費用：1件 定期予防接種（小児）助成費用：3件		骨髄移植後予防接種再接種費用：0件 インフルエンザ予防接種助成費用：265件 新型コロナウイルス感染症予防接種助成費用：67件 高齢者肺炎球菌予防接種助成費用：5件 带状疱疹任意接種助成費用：439件 HPV定期予防接種助成費用：1件 定期予防接種（小児）助成費用：6件		予防接種費用を助成することにより、市民全体の免疫水準を維持する。	
※団体運営費補助のみ	交付先団体における年間予算額						
	補助金の占める割合						
	令和6年度の交付先団体における繰越金						
	補助金と繰越金の割合対比						

●成果指標・目標

成果指標			
実績・目標値	令和6年度【実績値】		令和8年度【目標値】

●基本的な視点

検証項目		チェック	特記事項
公益性	事業の目的や内容に明確な公益性が認められるか	○	
必要性	社会経済情勢の変化や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか	○	
	補助事業の目的や内容について、行政が関与する必要性があるか	○	
	所期の目的を達成しているものではないか	○	
有効性	補助事業の目的に沿った成果があり、補助金に見合った効果が挙げたか	○	
	行政の直接執行や事業委託と比較し、補助金等による執行が最適な手段か	○	
	少額又は申請件数の少ない補助金等について、継続する必要性があるか	○	
妥当性	補助対象経費は、公金で補助することが妥当であるか	○	
	補助率や補助金額は社会経済情勢等や他自治体と比較し適切か	○	
公平性	必要性などが検証されることなく、同一の対象者に対し、長期間にわたり補助金等の支出をしていないか	○	
	明確な理由なく補助対象者を特定するなど、交付先に偏りがないか	○	
透明性	個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	
	補助金の概要、要綱等がホームページ等に掲載されているか	○	

●見直し基準

項目		適否	特記事項
1	ガイドラインに基づく必要事項・申請書類等が規定された補助金等交付要綱が整備されている	○	
2	補助率は補助対象経費の1/2以下である	—	予防接種を受ける市民の負担軽減を図るため、対象経費の範囲内で単価積算による定額補助としている。
3	対象経費を明確にしており、公共性・公益性が伴わない経費は対象外としている	○	
4	前金払・概算払を行っていない、もしくは、補助金等交付要綱に基づく規定・様式により適正な支給を行っている	○	
5	交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正である（団体運営費補助のみ）	—	
6	交付先団体の事務局が適切に運営されているか（団体運営費補助のみ）	—	

●今後の方向性

方向性	☒ 現行のまま継続 ☐ 見直し継続 ☐ 廃止	
現行のまま継続とする理由 見直し内容 又は 廃止理由	予防接種費用を助成することにより、市民に有効な予防接種の接種率を高め、免疫水準の維持を図る。	
見直し・廃止の時期		